

仕 様 書

1. 件名 重粒子線治療情報管理用 DICOM サーバー及び周辺装置のプログラムの保守

2. 数量 一式

3. 目的

臨床利用されている重粒子線治療情報管理用 DICOM サーバー装置を安定して稼働させるために、サーバー装置および周辺装置のプログラムの保守を行う。

4. 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

5. 履行場所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(量研)QST 病院

6-1. 業務内容

重粒子線治療計画システムの構成装置のうち、日立製作所製の DICOM サーバー及び周辺装置に関して、運用中に発生した問題に対する調査及び処置を行う。ただし、調査や処置のための技術者の当機構への派遣とハードウェアの修理・交換は本件の対象外とする。また、当機構からの要請に応じて、当機構に特化した装置使用方法の提案、運用に必要な内部設計情報を含む製品仕様の調査報告、システムの維持及び改良に対する提案など、技術相談に対応する。

6-2. 保守対象

(1)治療情報管理装置(DICOM サーバー) 2 台

・治療情報管理及び外部接続のための応用ソフトウェアを対象とする。

(2)試験用 DICOM サーバー 1 台

・治療情報管理及び外部接続のための応用ソフトウェアを対象とする。

(3)治療計画補助端末 2 台

・患者登録、オーダー管理など治療計画関連の応用ソフトウェアを対象とする。

6-3. 保守方法

・電話及び電子メールでの技術相談ならびに問題発生時の初動調査対応を行う。

・技術的な対応は通常は平日の 9 時～17 時とするが、重粒子線治療の実施日は 8 時～20 時とする。

- ・治療は基本的には平日の火曜日～金曜日で、月1回程度月曜日も治療を行う。
- ・例年8月に定期点検があり、治療は年間200日以内とする。
- ・年末年始及び5月連休に例年実施される休日治療は年間4日以内とする。
- ・治療の日程は、遅くとも1ヶ月前には受注者に通知するものとする。

7. 提出図書 トラブル対応毎に作業報告書 1部

8. 検査

作業終了後、作業内容と装置の正常動作及び7. 提出図書を当機構職員が確認したことをもって検査合格とする。

9. その他

- (1) 作業日程や作業内容その他本仕様書で規定されない事項については量研と協議して決定すること。
- (2) 受注者は、量研の情報セキュリティポリシー及び医療情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (5) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、量研が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (6) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (7) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに量研担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (8) 受注者は、量研から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を量研からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (9) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、量研の許可無く量研外部に持ち出してはならない。
- (10) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が必要となった場合も同様とする。
- (11) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、量研に帰属するものとする。
- (12) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を量研に提出し、承諾を得ること。その際受注

者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、量研に対しそのすべての責任を負うこと。

(要求者)

部課(室)名 物理工学部

使用者氏名 兼松 伸幸

(別紙様式 1 - 1)

選定理由書

1. 件名	重粒子線治療情報管理用 DICOM サーバー及び周辺装置のプログラムの保守
2. 選定事業者名	株式会社日立ハイテク
3. 目的・概要等	本件は、臨床利用されている DICOM サーバー及び周辺装置を安定して稼働させるための保守を行うものであり、装置に搭載したプログラムに関して、運用中に発生した問題に対して迅速な調査及び処置を行うとともに、当機構での運用に則した使用方法の提案やシステム維持や改良のための提案などの技術相談を行うものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ワ (電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき)
5. 選定理由	本件の対象とする DICOM サーバー及び周辺装置のプログラムは、製作者独自の設計・製作技術並びにノウハウにより構成されており、そのソースコードは製作者の知的財産として他者の利用および閲覧が不可能となっている。 対象となるプログラムは株式会社日立製作所により製作されたものであるが、令和 6 年 4 月にそのヘルスケア事業を会社分割により株式会社日立ハイテクが承継しており、同社はその知的財産権を所有し、保守業務を行うために必要な技術的能力を有する唯一の者である。